



平成17年4月6日
国総動第1号

近畿地方整備局建政部長 殿

国土交通省総合政策局不動産業課長



マンション管理業者登録申請等に対する処分に係る標準処理期間について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第44条第1項及び第3項に基づく申請（以下「マンション管理業者登録申請」という。）、法第59条第1項に基づく申請（以下「管理業務主任者登録申請」という。）並びに法第60条第1項及び法第61条第1項に基づく申請（以下「管理業務主任者証交付申請」という。）に対する処分に係る標準処理期間について、下記のとおり定めるので、遗漏のないように取り計らわれたい。

記

マンション管理業者登録申請、管理業務主任者登録申請及び管理業務主任者証交付申請に対する処分に係る標準処理期間は、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に当該申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分の日までの期間を、原則として、マンション管理業者登録申請については90日とし、管理業務主任者登録申請及び管理業務主任者証交付申請についてはそれぞれ30日とする。

なお、これらの期間は、適正な申請を前提に定めるものであるから、形式上の要件に適合しない申請の補正に要する期間は含まれない。また、適正な申請に対する処理についても、審査のため、相手方に必要な資料の提供等を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間は含まれないこととする。